

指宿市空家等対策計画



令和7年4月改正

指 宿 市

■目次

第1章 はじめに	1
1. 計画の背景と目的	
2. 計画の位置づけ	
3. 計画の期間	
4. 計画の対象地域	
5. 対象とする空家等の種類	
第2章 空家等対策の基本的な指針	3
1. 所有者等による管理の責務と意識の涵養	
2. 特定空家等への取り組み	
3. 管理不全空家等への取り組み	
4. 所有者等からの相談に対する取り組み	
5. 地域住民・民間事業者と連携した対策の取り組み	
第3章 空家等及び所有者等の把握と情報管理	4
1. 趣旨	
2. 空家等の実態及び所有者等の調査	
3. 所有者等の区分	
4. 空家等及び所有者等のデータベース化と情報管理	
第4章 空家等の適切な管理の促進	6
1. 趣旨	
2. 所有者等の意識の涵養	
3. 相談体制の整備	
第5章 特定空家等及び管理不全空家等に対する措置及びその他の の対処	7
1. 趣旨	
2. 措置の優先	
3. 措置の実施	
4. 危険な状態が急迫したときの対応	
5. 危険空家等の除却促進	
第6章 空家等の活用の促進	10
1. 趣旨	
2. 利活用可能な空家等の情報収集と情報提供	
3. 地域や外部関係団体と連携した空家活用事業の推進	
4. 空家等及び跡地の活用の促進	
第7章 空家等対策の実施体制	11

1. 空家等対策の役割分担
2. 空家等対策に係る関係部署の連携
3. 指宿市空家等対策協議会
4. 指宿市空家等対策推進委員会

資料 13

- 空家等対策の推進に関する特別措置法
- 指宿市安全・安心まちづくり条例
- 指宿市空家等の適正管理に関する条例
- 指宿市空家等の適正管理に関する条例施行規則
- 指宿市危険空家等解体撤去工事補助金交付要綱
- 指宿市バンク実施要綱
- 指宿市空き家リフォーム事業補助金交付要綱
- 指宿市空き家バンク取引仲介手数料補助金交付要綱
- 指宿市空き家マッチング奨励金交付要綱
- 指宿市空家等対策協議会設置要綱
- 指宿市空家等対策推進委員会設置規程

第1章 はじめに

1. 計画の背景と目的

近年、地域における人口減少や既存の住宅・建築物の老朽化、社会的ニーズや産業構造の変化等に伴い、使用されずに放置された建物が年々増加しています。特に空家になったにもかかわらず、適切な管理が行われないまま放置された状態の空家の中には、防災・防犯・安全・環境・景観の阻害等多岐にわたる問題を生じさせ、ひいては地域住民の生活環境に悪影響を及ぼしているものもあります。

国では、このような問題を鑑み、地域住民の生命・身体又は財産の保護や生活環境の保全を図り、併せて空家の活用を促進し、空家に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成27年5月に空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）を定められ、本市においても、法に基づく空家への対策を講じてきました。

しかしながら、空家等の数は増加をしており、今後も、更に増加が見込まれています。こうした中、倒壊の危険等がある空家等の除却等の促進にとどまらず、周囲に悪影響を及ぼすこととなる前の段階から空家等の適切な管理の確保や、その活用拡大が重要であることから、空家等対策の総合的な強化を図るため、令和5年12月に、法の一部が改正されました。本市においては、法の一部改正に伴い、令和6年1月1日に、指宿市空家等の適正管理に関する条例（以下、「条例」という。）を制定しました。

市民の生命、身体又は財産の保護及び生活環境の保全を図るとともに、空家等の活用を促進し、本市における空家対策を一層推進し、安全・安心なまちづくりを推進することを目的としています。

2. 計画の位置づけ

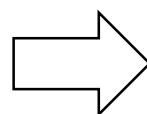
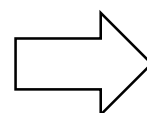
この「指宿市空家等対策計画」（以下、「空家等対策計画」という。）は、法第7条の規定に基づき、本市における空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、「空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針」（以下、「基本指針」という。）に則し、国の示す「管理不全空家等及び特定空家等に対する措置に関する適切な実施を図るために必要な指針」（以下、「ガイドライン」という。）を参考に、基本的な考え方を示したものであり、本市の空家等対策の基礎となるものです。

空家等対策の推進に関する特別措置法（法律第127号）

第7条 市町村は、その区域内で空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、基本指針に即して、空家等に関する対策についての計画（以下「空家等対策計画」という。）を定めることができる。

指宿市安全・安心まちづくり条例（条例第225号）

第7条 所有者等は、安全・安心まちづくりについての理解を深め、その所有し、又は管理する土地、建物、店舗、事業所等の安全確保に努めるとともに、安全・安心まちづくりに積極的に取り組み、及び市がこの条例に基づき推進する施策に協力するよう努めるものとする。



指宿市空家等対策計画

3. 計画の期間

空家等対策計画の計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5か年間とします。ただし、各種施策の実施や社会情勢等の変化等により、必要に応じて見直していくものとします。

4. 計画の対象地域

空家等対策計画の対象地区は、市内全域とします。

5. 対象とする空家等の種類

空家等対策計画で対象とする空家等の種類は、法第2条第1項に規定された「空家等」及び第2項に規定された「特定空家等」、法第13条に規定された「管理不全空家等」とし、特定空家等及び管理不全空家等の判断基準は「ガイドライン」を参考にします。

※ 空家等（法第2条第1項）

建築物又はこれに付随する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいいます。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除きます。

※ 特定空家等（法第2条第2項）

「空家等」のうち、以下の状態にあるものをいいます。

- ① そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
- ② そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態
- ③ 適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
- ④ その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

※ 管理不全空家等（法第13条）

空家等が適切な管理が行われていないことによりそのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれのある状態

第2章 空家等対策の基本的な指針

1. 所有者等による管理の責務と意識の涵養

空家等がもたらす問題は、第一義的には所有者等が自らの責任によりの確に対応することが前提です。法第5条では、空家等の所有者又は管理者は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する空家等に関する施策に協力するよう努めなければならないとされています。所有者等に対して空家等の適正な管理や利活用の意識付けを行うことが重要であり、また、相続、転勤などにより、全ての人が空家等の所有者等となる可能性があることを知らしめることも重要です。そのため、広く所有者に対し啓発を行い、空家等問題に関する意識の涵養を行います。

2. 特定空家等への取り組み

特定空家等は、倒壊、火災の危険性や雑草の繁茂、害虫の繁殖など地域住民の生活環境に悪影響を与えることもあることから、優先的に取り組んでいきます。

3. 管理不全空家等への取り組み

管理不全空家等は、そのまま放置すると特定空家等になるおそれがあることから、早めの対策に取り組んでいきます。

4. 所有者等からの相談に対する取り組み

空家等の所有者等に対し、空家等対策の情報提供を行うとともに所有者等からの空家等の利活用や維持管理、除却等の相談に迅速かつ的確に対応するために関係部署や専門家と連携した相談体制を構築します。

5. 地域住民・民間事業者と連携した対策の取り組み

空家等の問題は、地域的生活環境に与える影響が大きいことから、地域の問題としてとらえ、地域住民の参加のもと民間事業者と連携を図り、空家等の適切な管理や利活用を推進し、安全・安心に暮らせるまちづくりを目指します。

第3章 空家等及び所有者等の把握と情報管理

1. 趣旨

住民から寄せられた通報や相談により、適切な管理が行われていない空家等が確認された場合、関係法令に基づき立入調査を行うとともに、所有者等を確認するための調査を行い、得られた情報はデータベース化により適正な管理を行います。

2. 空家等の実態及び所有者等の調査

- (1) 空家等の状態及び所在等を把握するため、自治会、地域住民等と連携しながら、調査を実施します。
- (2) 特定した空家等は、所有者等の特定を行うため、周辺住民のヒアリング、登記情報、建築確認申請情報、戸籍簿情報、固定資産税の課税情報について関係者並びに関係部署から情報収集等を行います。
- (3) 特定空家等の判断に必要な調査及び助言・指導する必要がある場合等に、空家等の敷地内に立入調査を行います。また、所有者等の関係者に質問し、必要な報告を求めます。



※R7.1月末現在

※%は総棟数に対する割合（企画政策課調べ）

3. 所有者等の区分

所有者等の確認のため、法第10条の規定に基づき、固定資産税情報等の提供を依頼し、提供された情報をもとに次のとおり所有者等を確認し、区分します。

(1) 「所有者存在」と区分する所有者等

提供された情報により所有者等が確認され、文書の送達が確認できたもの。

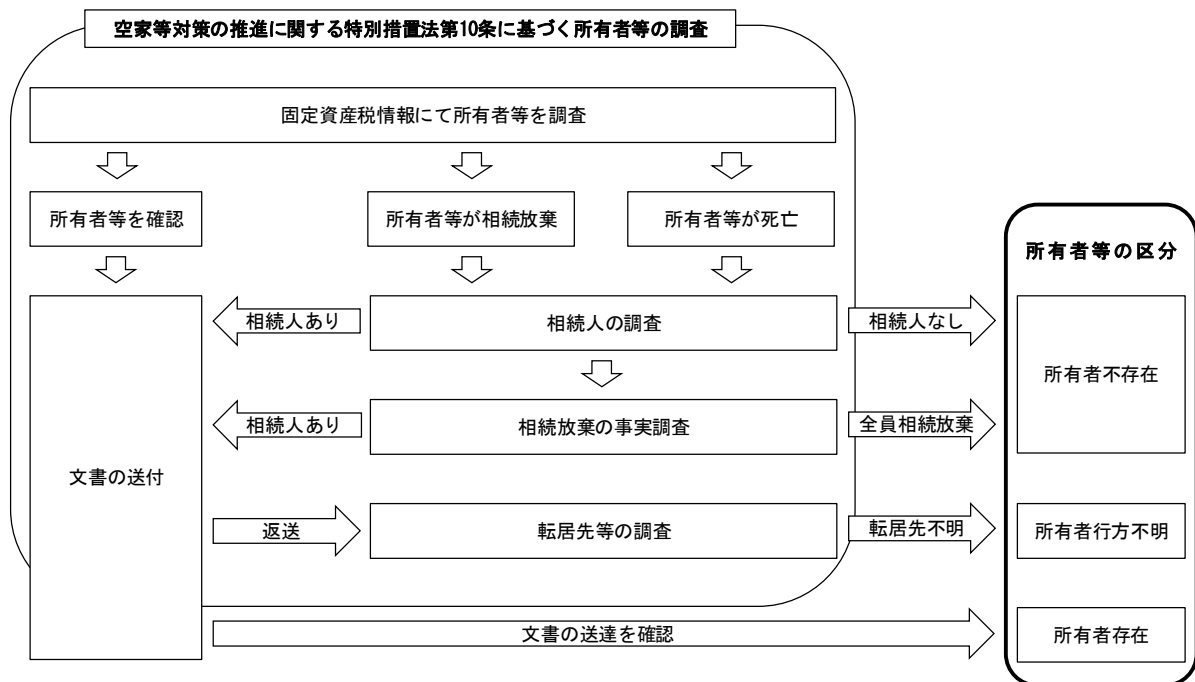
(2) 「所有者不存在」と区分する所有者等

ア 提供された情報により所有者等が確認できないもの。

イ 固定資産税情報で相続放棄の事実が確認できず、家庭裁判所に相続放棄の事実を照会した結果、法定相続人全員の相続放棄が確認されたもの。

(3) 「所有者行方不明」と区分する所有者等

提供された情報により所有者等を確認し、所有者等に文書を送付したが、返送されたもの。



4. 空家等及び所有者等のデータベース化と情報管理

空家等の調査により取得した情報及び当該空家等対策計画を行うために必要な情報については、データベースを整備し、建築課にて管理します。

なお、データベースの情報は、以下のとおりとします。

- ① 空家基本情報（所在地，建物の種類，階数，構造等）
- ② 現地調査情報（老朽度，周辺への影響，維持管理の状態）
- ③ 所有者特定情報（土地・建物所有者等の住所，連絡先等）
- ④ 所有者の意向調査
- ⑤ 利活用の促進（情報提供等の履歴）
- ⑥ 適切な管理の促進（助言や指導等の履歴）

第4章 空家等の適切な管理の促進

1. 趣旨

市は、個人の財産である空家等の適正な管理については、所有者等が自ら行うことが原則であることの理解を改めて促し、管理不全状態になることを未然に防ぐための対策を進めていくこととします。

2. 所有者等の意識の涵養

市は、特定空家等の発生を未然に防ぐため、所有者等の意識の向上に努めます。

- (1) 市は、広報紙やホームページ等の活用、セミナー等の開催を行い、空家等の管理について、所有者等の意識啓発に努めます。
- (2) 市は、広報紙やホームページ等を通じて、空家の所有者等に対して、市が行っている「空き家バンク事業」「危険空家等解体撤去工事補助事業」等についての情報提供を行います。

3. 相談体制の整備

(1) 相談窓口の設置

市は、空家等に関する相談窓口を建築課及び企画政策課に設置し、相談の内容に応じて関係課・関係機関と連携しながら対応します。

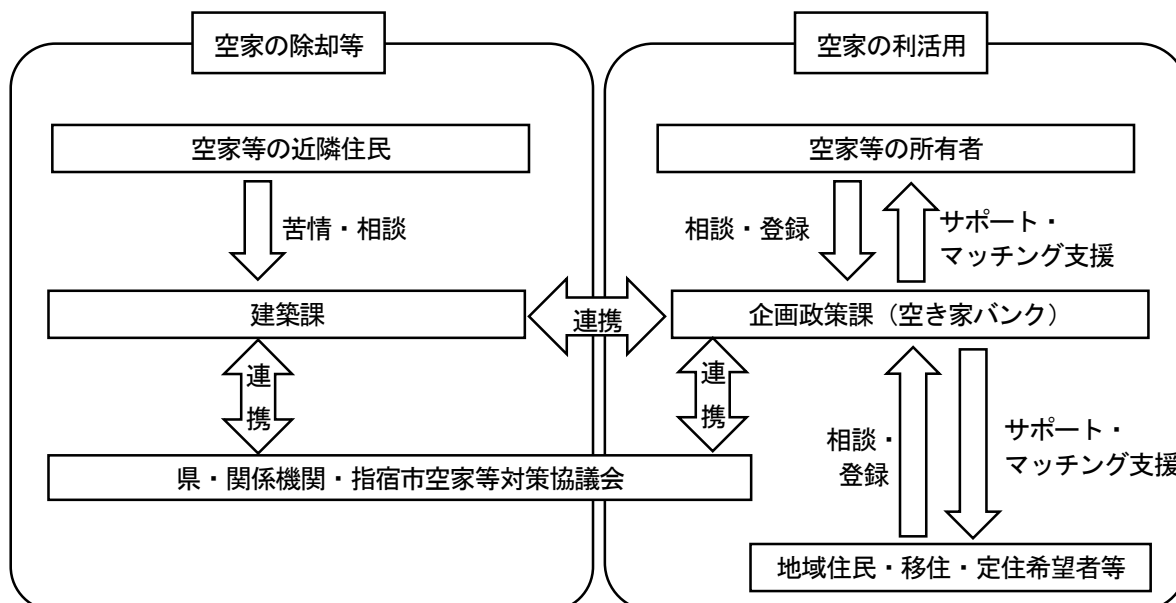
(2) 関係機関との連携

対応が困難な事例等については、鹿児島県や指宿市空家等対策協議会（以下、「協議会」という。）及びその他関係機関と連携し対応していきます。

(3) 職員のスキルアップ

空家等に関するあらゆる相談に適切に対応するため、国、県等が主催する説明会及び関係機関が実施する研修会等に積極的に参加する等、担当職員のスキルアップを図ります。

相談体制イメージ



第5章 特定空家等及び管理不全空家等に対する措置及びその他の対処

1. 趣旨

市は、空家等について、必要な措置を講じることによって、市内の防災・防犯・安全・環境・地域の活性化・景観保全等の維持に努めることとします。

2. 措置の優先

市は、市内の空家等のうち地域住民の生命・身体・財産の保護及び生活環境の保全等のため、特定空家等から優先して措置を行うこととします。

なお、措置内容の決定にあたっては、協議会の意見を求めることとします。

また、内容の変更を行う場合は、必要に応じて意見を求めるものとします。

3. 措置の実施

(1) 特定空家等への措置

① 助言・指導

市長は、法第22条第1項の規定に基づき、特定空家等の所有者等に対して、適切な管理のために必要な措置を講ずるよう助言・指導を行います。

② 勧告

市長は、助言・指導を行っても改善が見られない場合は、法第22条第2項の規定に基づき、適切な管理のために必要な措置を講ずるよう勧告を行います。

③ 命令

ア 市長は、勧告を行っても改善が見られない場合で、著しく管理不全な状態であると認めるときは、法第22条第3項の規定に基づき、所有者等に対して相当な猶予期限を定めて必要な措置を講ずるよう命じます。

イ 命令を実施する場合においては、法第22条第4項の規定に基づき、あらかじめ、その措置を命じようとする所有者等に対し、命じようとする措置及びその事由等を記載した通知書を交付し、措置を命じようとする所有者等又はその代理人に対し、意見書及び自己に有利な証拠を提出する機会を与えることとします。

ウ イの通知書の交付を受けた所有者等又はその代理人は、法第22条第5項の規定に基づき、その交付を受けた5日以内に市長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を請求できます。

エ 市長は、ウによる意見の聴取の請求があった場合は、法第22条第6項の規定に基づき、意見の聴取を行います。

オ 市長は、エを行う場合は、措置を命じようとする所有者等又はその代理人に対し、法第22条第7項の規定に基づき、命じようとする措置並び意見の聴取の期日及び場所を通知し、これを公告します。

カ 措置を命じようとする所有者等又はその代理人は、法第22条第8項の規定に基づき、意見の聴取に際し、証人を出席させ、かつ、自己に有利な証拠

を提出することができます。

キ 市長は、アの命令を受けた所有者等が正当な理由なく当該命令に従わない時は、条例第5条の規定に基づき、所有者等の住所等を公表します。

④ 行政代執行

ア 市長は、命令を行っても改善が見られない場合は、法第22条第9項の規定に基づき、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の規定に基づき、所有者等に代わり、当該特定空家等の除却等必要な措置を行います。

イ この措置に要した費用については、当該所有者等に請求します。

(2) 管理不全空家等への措置

① 助言・指導

市長は、法第13条の規定に基づき、管理不全空家等の所有者等に対し、特定空家等に該当することとなることを防止するために必要な措置を講ずるよう助言・指導を行います。

② 勧告

市長は、助言・指導を行っても改善が見られず、そのまま放置すれば特定空家等となるおそれが大きいと認める場合は、法第13条第2項の規定に基づき、特定空家等に該当することとなることを防止するために必要な具体的な措置を講ずるよう勧告を行います。

4. 危険な状態が急迫したときの対応

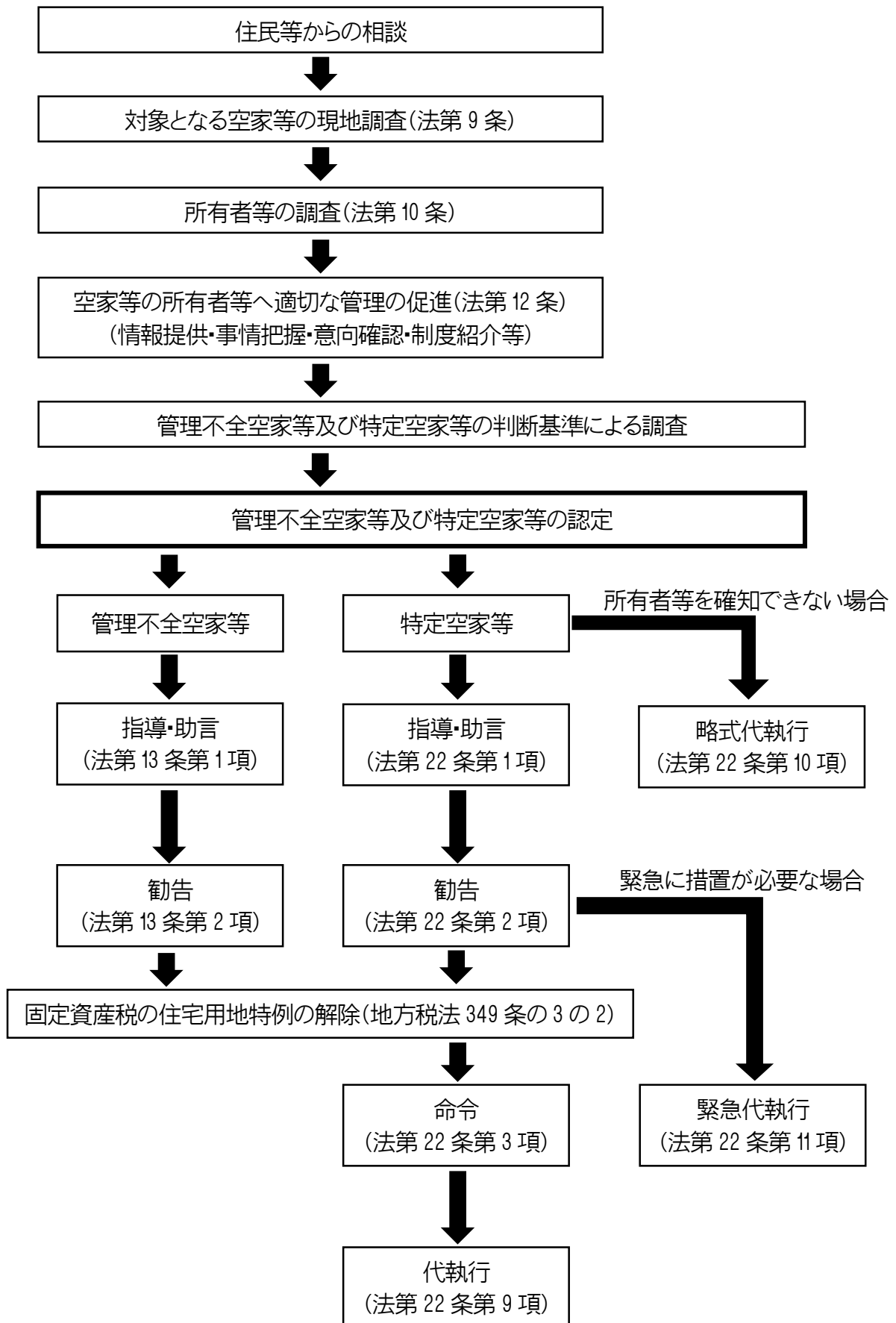
市は、著しく危険な特定空家等により、通行人や隣家に被害を及ぼすおそれがあり、危険を避けるために緊急の必要がある場合は、条例第7条の規定に基づき、これを回避するために必要な最低限度の措置を行います。

なお、対応できる空家等は、所有者等が特定できない、または既に隣家に何らかの被害を与えている場合に限ることとし、災害時等の緊急の場合も同様とします。

5. 危険空家等の除却促進

市は、市民の日常生活における安全・安心の確保及び良好な生活環境の保全を図ることを目的として、危険空家等の解体及び撤去工事を行う者に対し、補助金を交付し、解体撤去費用の負担軽減を図り、危険空家等の除却を促進します。

特定空家等及び管理不全空家等への措置の流れ



第6章 空家等の活用の促進

1. 趣旨

市は、空家の適正な管理や、有効活用を促進するため、広報・周知を行うとともに、地域主体の空家活用の取組を支援します。

2. 利活用可能な空家等の情報収集と情報提供

市は、空き家バンクの利用を促進し、利用可能な空家等の情報収集や現地確認、移住希望者等への情報提供をワンストップで行います。

また、空家の適正管理や活用について、空家所有者や地域住民に広く関心を持っていただくための活動を行います。

3. 地域や外部関係者等と連携した空家活用事業の推進

市は、地域や不動産事業者などの外部関係者等と連携し、活用可能な空家の空き家バンク登録を促すとともに、空き家バンクを通じて、売買・賃貸借契約が成立した空家のリフォーム等に要した費用の一部を支援する「空き家リフォーム事業補助金」の活用を推進します。

4. 空家等及び跡地の活用の促進

除却だけを進めると空地が増加し、そのまま放置されれば、また別の問題が生じることが懸念されます。

そのため、所有者等に対し空家等の利活用を促すとともに、除却後の跡地も含め、空家等を有効に活用し、地域交流及び地域活性化の拠点箇所として利活用する方策について、関係団体を活用した利活用の提案や自治会等の地域との連携による活用などを所有者の意向も踏まえながら、関係機関と協議し実施します。

(1) 地域住民からの要望による活用

地域からの要望により、地域交流、地域活性化、福祉サービスの拠点など地域貢献について、所有者等の意向を踏まえ、利活用可能な空家等については、地域住民に情報を提供します。

また、跡地を地域防災に活用するなどの地域住民と協働した活用についても検討します。

(2) 地域に応じた柔軟な対策の検討

他の建築物との敷地の合併、菜園等への転換、シェアハウスや農産物加工所、地域の駐車場などへの柔軟な対応についても検討します。

(3) 関係法令等の遵守

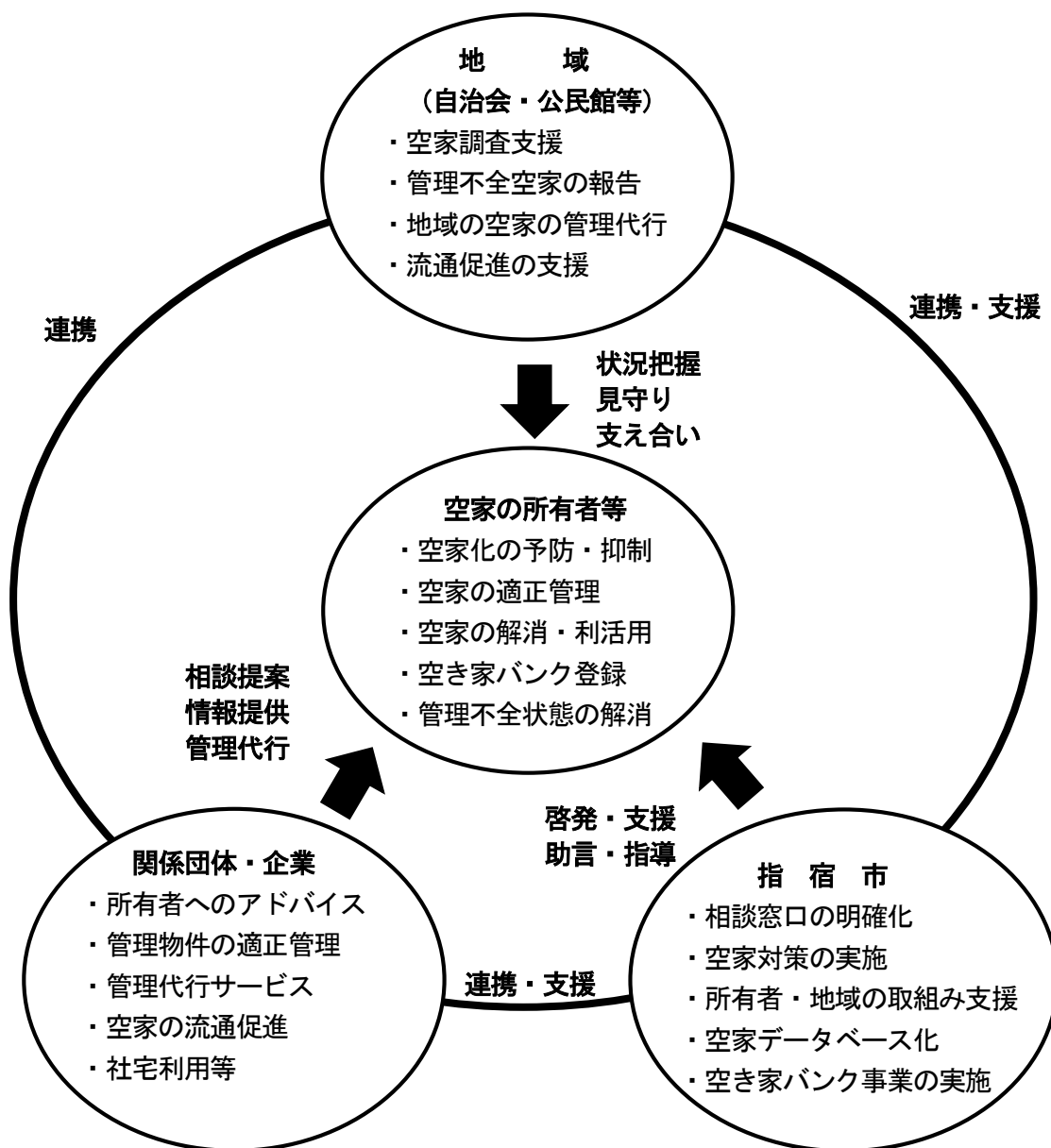
空家等を従前の用途以外で活用する場合は、建築基準法、都市計画法、消防法、旅館業法等の関係法令を遵守するため、関係機関と協議を行います。

また、市街化調整区域の場合にあっては、同一用途であっても都市計画部局との情報共有、連携を図ります。

第7章 空家等対策の実施体制

1. 空家等対策の役割分担

空家等対策は、所有者等だけの問題ではなく、地域のまちづくりの課題でもあることから、自治会・公民館等の地域、建築や不動産に関わる関係団体や企業、行政等が連携し、空家の解消や適正管理、利活用などの対策に取り組むこととします。



2. 空家等対策に係る関係部署の連携

空家等に関する対策は多岐に渡ることから、担当部署間で情報を共有し、対応することとします。

(庁内の組織体制及び役割)

課名	役割
建築課	・空家等の適切な管理に関する相談窓口 ・空家等の調査 ・空家等の適切な管理の促進 ・措置及び対処の実施 ・協議会及びその他関係機関との連絡調整 ・その他施策全般
環境政策課	・空家等周辺の生活環境の保全に関すること
危機管理課	・空家等による危険回避のための協力 ・警察、消防等との連携
企画政策課	・空家等の活用に関する相談窓口 ・空家等の活用の促進
税務課	・法第 10 条第 1 項の規定に基づく固定資産税台帳等の資料提供

3. 指宿市空家等対策協議会

(1) 趣旨

市は、法第 7 条第 1 項の規定に基づき、空家等対策協議会を設置します。

(2) 所掌事務

協議会では、以下の協議を行うこととします。

- ① 空家等対策計画の策定及び変更に関すること。
- ② 空家等の適切な管理に関すること。

(3) 構成

協議会の構成は、指宿市空家等対策協議会設置要綱第 4 条の規定に基づき、市長のほか、10 名以内をもって組織されます。

4. 指宿市空家等対策推進委員会

(1) 趣旨

市は、空家等がもたらす問題を解消することを目的に、市の総合的な空家等対策のあり方について検討するため、空家等対策推進委員会を設置します。

(2) 所掌事務

委員会では、次の事項について調査及び審査を行うこととします。

- ① 空家等の実地把握等に関すること。
- ② 総合的な空家等対策のあり方等に関すること。
- ③ その他、空家等対策の推進に関すること。

(3) 構成

委員会の構成は、次の職にある者で構成されます。

副市長、総務部長、市民福祉部長、企画政策課長、総務課長、健幸・協働のまちづくり課長、危機管理課長、財政課長、市民課長、税務課長、環境政策課長、商工水産課長、建築課長、水道課長

資料

○空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年 法律第 127 号）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空家等の活用を促進するため、空家等に関する施策に関し、国による基本指針の策定、市町村(特別区を含む。第十条第二項を除き、以下同じ。)による空家等対策計画の作成その他の空家等に関する施策を推進するために必要な事項を定めることにより、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共の福祉の増進と地域の振興に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「空家等」とは、建築物又はこれに附属する工作物であつて居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地(立木その他の土地に定着する物を含む。第十四条第二項において同じ。)をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

2 この法律において「特定空家等」とは、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。

（国の責務）

第三条 国は、空家等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 国は、地方公共団体その他の者が行う空家等に関する取組のために必要となる情報の収集及び提供その他の支援を行うよう努めなければならない。

3 国は、広報活動、啓発活動その他の活動を通じて、空家等の適切な管理及びその活用の促進に関し、国民の理解を深めるよう努めなければならない。

（地方公共団体の責務）

第四条 市町村は、第七条第一項に規定する空家等対策計画の作成及びこれに基づく空家等に関する対策の実施その他の空家等に関して必要な措置を適切に講ずるよう努めなければならない。

2 都道府県は、第七条第一項に規定する空家等対策計画の作成及び変更並びに実施その他空家等に関しこの法律に基づき市町村が講ずる措置について、当該市町村に対する情報の提供及び技術的な助言、市町村相互間の連絡調整その他必要な援助を行うよう努めなければならない。

（空家等の所有者等の責務）

第五条 空家等の所有者又は管理者(以下「所有者等」という。)は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する空家等に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（基本指針）

第六条 国土交通大臣及び総務大臣は、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針(以下「基本指針」という。)を定めるものとする。

- 2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 空家等に関する施策の実施に関する基本的な事項
 - 二 次条第一項に規定する空家等対策計画に関する事項
 - 三 所有者等による空家等の適切な管理について指針となるべき事項
 - 四 その他空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項
- 3 国土交通大臣及び総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更するときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。
- 4 国土交通大臣及び総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(空家等対策計画)

第七条 市町村は、その区域内で空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、基本指針に即して、空家等に関する対策についての計画(以下「空家等対策計画」という。)を定めることができる。

- 2 空家等対策計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 空家等に関する対策の対象とする地区及び対象とする空家等の種類その他の空家等に関する対策に関する基本的な方針
 - 二 計画期間
 - 三 空家等の調査に関する事項
 - 四 所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項
 - 五 空家等及び除却した空家等に係る跡地(以下「空家等の跡地」という。)の活用の促進に関する事項
 - 六 特定空家等に対する措置(第二十二条第一項の規定による助言若しくは指導、同条第二項の規定による勧告、同条第三項の規定による命令又は同条第九項から第十一項までの規定による代執行をいう。以下同じ。)その他の特定空家等への対処に関する事項
 - 七 住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項
 - 八 空家等に関する対策の実施体制に関する事項
 - 九 その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項
- 3 前項第五号に掲げる事項には、次に掲げる区域内の区域であって、当該区域内の空家等の数及びその分布の状況、その活用の状況その他の状況からみて当該区域における経済的社会的活動の促進のために当該区域内の空家等及び空家等の跡地の活用が必要となると認められる区域(以下「空家等活用促進区域」という。)並びに当該空家等活用促進区域における空家等及び空家等の跡地の活用の促進を図るための指針(以下「空家等活用促進指針」という。)に関する事項を定めることができる。
 - 一 中心市街地の活性化に関する法律(平成十年法律第九十二号)第二条に規定する中心市街地
 - 二 地域再生法(平成十七年法律第二十四号)第五条第四項第八号に規定する地域再生拠点
 - 三 地域再生法第五条第四項第十一号に規定する地域住宅団地再生区域
 - 四 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成二十年法律第四十号)第二条第二項に規定する重点区域
 - 五 前各号に掲げるもののほか、市町村における経済的社会的活動の拠点としての機能を有する区域として国土交通省令・総務省令で定める区域
- 4 空家等活用促進指針には、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 空家等活用促進区域における空家等及び空家等の跡地の活用に関する基本的な事項
 - 二 空家等活用促進区域における経済的社会的活動の促進のために活用することが必要な空家等の種類及び当該空家等について誘導すべき用途(第十六条第一項及び第十八条において「誘導用途」という。)に関する事項
 - 三 前二号に掲げるもののほか、空家等活用促進区域における空家等及び空家等の跡地の活用を通じた経済的社会的活動の促進に関し必要な事項
- 5 空家等活用促進指針には、前項各号に掲げる事項のほか、特例適用建築物(空家等活用促進区域内の空家等に該当する建築物(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第二条第一号に規定する建築物をいう。以下この項及び第九項において同じ。)又は空家等の跡地に新築する建築物をいう。次項及び第十項において同じ。)について第十七条第一項の規定により読み替えて適用する同法第四十三条第二項(第一号に係る部分に限る。次項において同じ。)の規定又は第十七条第二項の規定により読み替えて適用する同法第四十八条第一項から第十三項まで(これらの規定を同法第八十七条第二項又は第三項において準用する場合を含む。第九項において同じ。)の規定のただし書の規定の適用を受けるための要件に関する事項を定めることができる。
- 6 前項の第十七条第一項の規定により読み替えて適用する建築基準法第四十三条第二項の規定の適用を受けるための要件(第九項及び第十七条第一項において「敷地特例適用要件」という。)は、特例適用建築物(その敷地が幅員一・八メートル以上四メートル未満の道(同法第四十三条第一項に規定する道路に該当するものを除く。)に二メートル以上接するものに限る。)について、避難及び通行の安全上支障がなく、かつ、空家等活用促進区域内における経済的社会的活動の促進及び市街地の環境の整備改善に資するものとして国土交通省令で定める基準を参酌して定めるものとする。
- 7 市町村は、第三項に規定する事項を定めるときは、あらかじめ、当該空家等活用促進区域内の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 8 市町村(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市を除く。)は、第三項に規定する事項を定める場合において、市街化調整区域(都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第七条第一項に規定する市街化調整区域をいう。第十八条第一項において同じ。)の区域を含む空家等活用促進区域を定めるときは、あらかじめ、当該空家等活用促進区域の区域及び空家等活用促進指針に定める事項について、都道府県知事と協議をしなければならない。
- 9 市町村は、空家等活用促進指針に敷地特例適用要件に関する事項又は第五項の第十七条第二項の規定により読み替えて適用する建築基準法第四十八条第一項から第十三項までの規定のただし書の規定の適用を受けるための要件(以下「用途特例適用要件」という。)に関する事項を記載するときは、あらかじめ、当該事項について、当該空家等活用促進区域内の建築物について建築基準法第四十三条第二項第一号の規定による認定又は同法第四十八条第一項から第十三項まで(これらの規定を同法第八十七条第二項又は第三項において準用する場合を含む。第十七条第二項において同じ。)の規定のただし書の規定による許可の権限を有する特定行政庁(同法第二条第三十五号に規定する特定行政庁をいう。以下この項及び次項において同じ。)と協議をしなければならない。この場合において、用途特例適用要件に関する事項については、当該特定行政庁の同意を得なければならない。
- 10 前項の規定により用途特例適用要件に関する事項について協議を受けた特定行政庁は、特例適用建築物を用途特例適用要件に適合する用途に供することが空家等活用促進区

域における経済的社会的活動の促進のためにやむを得ないものであると認めるときは、同項の同意をすることができる。

- 1 1 空家等対策計画(第三項に規定する事項が定められたものに限る。第十六条第一項及び第十八条第一項において同じ。)は、都市計画法第六条の二の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針及び同法第十八条の二の市町村の都市計画に関する基本的な方針との調和が保たれたものでなければならない。
- 1 2 市町村は、空家等対策計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 1 3 市町村は、都道府県知事に対し、空家等対策計画の作成及び実施に関し、情報の提供、技術的な助言その他必要な援助を求めることができる。
- 1 4 第七項から前項までの規定は、空家等対策計画の変更について準用する。

(協議会)

第八条 市町村は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための協議会(以下この条において「協議会」という。)を組織することができる。

- 2 協議会は、市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)のほか、地域住民、市町村の議会の議員、法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者その他の市町村長が必要と認める者をもって構成する。
- 3 前二項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第二章 空家等の調査

(立入調査等)

第九条 市町村長は、当該市町村の区域内にある空家等の所在及び当該空家等の所有者等を把握するための調査その他空家等に関しこの法律の施行のために必要な調査を行うことができる。

- 2 市町村長は、第二十二条第一項から第三項までの規定の施行に必要な限度において、空家等の所有者等に対し、当該空家等に関する事項に関し報告させ、又はその職員若しくはその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。
- 3 市町村長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その五日前までに、当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。
- 4 第二項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 5 第二項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(空家等の所有者等に関する情報の利用等)

第十条 市町村長は、固定資産税の課税その他の事務のために利用する目的で保有する情報であつて氏名その他の空家等の所有者等に関するものについては、この法律の施行のために必要な限度において、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

- 2 都知事は、固定資産税の課税その他の事務で市町村が処理するものとされているもののうち特別区の存する区域においては都が処理するものとされているもののために利用する目的で都が保有する情報であつて、特別区の区域内にある空家等の所有者等に関するもの

について、当該特別区の区長から提供を求められたときは、この法律の施行のために必要な限度において、速やかに当該情報の提供を行うものとする。

- 3 前項に定めるもののほか、市町村長は、この法律の施行のために必要があるときは、関係する地方公共団体の長、空家等に工作物を設置している者その他の者に対して、空家等の所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができる。

(空家等に関するデータベースの整備等)

第十一条 市町村は、空家等(建築物を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するもの(周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう適切に管理されているものに限る。))を除く。以下この条、次条及び第十五条において同じ。)に関するデータベースの整備その他空家等に関する正確な情報を把握するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第三章 空家等の適切な管理に係る措置

(所有者等による空家等の適切な管理の促進)

第十二条 市町村は、所有者等による空家等の適切な管理を促進するため、これらの者に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

(適切な管理が行われていない空家等の所有者等に対する措置)

第十三条 市町村長は、空家等が適切な管理が行われていないことによりそのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれのある状態にあると認めるときは、当該状態にあると認められる空家等(以下「管理不全空家等」という。)の所有者等に対し、基本指針(第六条第二項第三号に掲げる事項に係る部分に限る。)に即し、当該管理不全空家等が特定空家等に該当することとなることを防止するために必要な措置をとるよう指導をすることができる。

- 2 市町村長は、前項の規定による指導をした場合において、なお当該管理不全空家等の状態が改善されず、そのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれ大きいと認めるときは、当該指導をした者に対し、修繕、立木竹の伐採その他の当該管理不全空家等が特定空家等に該当することとなることを防止するために必要な具体的な措置について勧告することができる。

(空家等の管理に関する民法の特例)

第十四条 市町村長は、空家等につき、その適切な管理のため特に必要があると認めるときは、家庭裁判所に対し、民法(明治二十九年法律第八十九号)第二十五条第一項の規定による命令又は同法第九百五十二条第一項の規定による相続財産の清算人の選任の請求をすることができる。

- 2 市町村長は、空家等(敷地を除く。)につき、その適切な管理のため特に必要があると認めるときは、地方裁判所に対し、民法第二百六十四条の八第一項の規定による命令の請求をすることができる。
- 3 市町村長は、管理不全空家等又は特定空家等につき、その適切な管理のため特に必要があると認めるときは、地方裁判所に対し、民法第二百六十四条の九第一項又は第二百六十四条の十四第一項の規定による命令の請求をすることができる。

第四章 空家等の活用に係る措置

(空家等及び空家等の跡地の活用等)

第十五条 市町村は、空家等及び空家等の跡地(土地を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するものを除く。)に関する情報の提供その他これらの活用のために必要な対策を講ずるよう努めるものとする。

(空家等の活用に関する計画作成市町村の要請等)

第十六条 空家等対策計画作成した市町村(以下「計画作成市町村」という。)の長は、空家等活用促進区域内の空家等(第七条第四項第二号に規定する空家等の種類に該当するものに限る。以下この条において同じ。)について、当該空家等活用促進区域内の経済的社会的活動の促進のために必要があると認めるときは、当該空家等の所有者等に対し、当該空家等について空家等活用促進指針に定められた誘導用途に供するために必要な措置を講ずることを要請することができる。

2 計画作成市町村の長は、前項の規定による要請をした場合において、必要があると認めるときは、その要請を受けた空家等の所有者等に対し、当該空家等に関する権利の処分についてのあつせんその他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(建築基準法の特例)

第十七条 空家等対策計画(敷地特例適用要件に関する事項が定められたものに限る。)が第七条第十二項(同条第十四項において準用する場合を含む。)の規定により公表されたときは、当該公表の日以後は、同条第六項に規定する特例適用建築物に対する建築基準法第四十三条第二項第一号の規定の適用については、同号中「、利用者」とあるのは「利用者」と、「適合するもので」とあるのは「適合するもの又は空家等対策の推進に関する特別措置法(平成二十六年法律第百二十七号)第七条第十二項(同条第十四項において準用する場合を含む。)の規定により公表された同条第一項に規定する空家等対策計画に定められた同条第六項に規定する敷地特例適用要件に適合する同項に規定する特例適用建築物で」とする。

2 空家等対策計画(用途特例適用要件に関する事項が定められたものに限る。)が第七条第十二項(同条第十四項において準用する場合を含む。)の規定により公表されたときは、当該公表の日以後は、同条第五項に規定する特例適用建築物に対する建築基準法第四十八条第一項から第十三項までの規定の適用については、同条第一項から第十一項まで及び第十三項の規定のただし書の規定中「特定行政庁が」とあるのは「特定行政庁が、」と、「認め、」とあるのは「認めて許可した場合」と、同条第一項ただし書中「公益上やむを得ない」とあるのは「空家等対策の推進に関する特別措置法(平成二十六年法律第百二十七号)第七条第十二項(同条第十四項において準用する場合を含む。)の規定により公表された同条第一項に規定する空家等対策計画に定められた同条第九項に規定する用途特例適用要件(以下この条において「特例適用要件」という。)に適合すると認めて許可した場合その他公益上やむを得ない」と、同条第二項から第十一項まで及び第十三項の規定のただし書の規定中「公益上やむを得ない」とあるのは「特例適用要件に適合すると認めて許可した場合その他公益上やむを得ない」と、同条第十二項ただし書中「特定行政庁が」とあるのは「特定行政庁が、特例適用要件に適合すると認めて許可した場合その他」とする。

(空家等の活用の促進についての配慮)

第十八条 都道府県知事は、第七条第十二項(同条第十四項において準用する場合を含む。)の規定により公表された空家等対策計画に記載された空家等活用促進区域(市街化調整区域に該当する区域に限る。)内の空家等に該当する建築物(都市計画法第四条第十項に規定する建築物をいう。以下この項において同じ。)について、当該建築物を誘導用途に供す

るため同法第四十二条第一項ただし書又は第四十三条第一項の許可(いずれも当該建築物の用途の変更に係るものに限る。)を求められたときは、第七条第八項の協議の結果を踏まえ、当該建築物の誘導用途としての活用の促進が図られるよう適切な配慮をするものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、国の行政機関の長又は都道府県知事は、同項に規定する空家等対策計画に記載された空家等活用促進区域内の空家等について、当該空家等を誘導用途に供するため農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)その他の法律の規定による許可その他の処分を求められたときは、当該空家等の活用の促進が図られるよう適切な配慮をするものとする。

(地方住宅供給公社の業務の特例)

第十九条 地方住宅供給公社は、地方住宅供給公社法(昭和四十年法律第二百二十四号)第二十一条に規定する業務のほか、空家等活用促進区域内において、計画作成市町村からの委託に基づき、空家等の活用のために行う改修、当該改修後の空家等の賃貸その他の空家等の活用に関する業務を行うことができる。

- 2 前項の規定により地方住宅供給公社が同項に規定する業務を行う場合における地方住宅供給公社法第四十九条の規定の適用については、同条第三号中「第二十一条に規定する業務」とあるのは、「第二十一条に規定する業務及び空家等対策の推進に関する特別措置法(平成二十六年法律第二百二十七号)第十九条第一項に規定する業務」とする。

(独立行政法人都市再生機構の行う調査等業務)

第二十条 独立行政法人都市再生機構は、独立行政法人都市再生機構法(平成十五年法律第百号)第十一条第一項に規定する業務のほか、計画作成市町村からの委託に基づき、空家等活用促進区域内における空家等及び空家等の跡地の活用により地域における経済的社会的活動の促進を図るために必要な調査、調整及び技術の提供の業務を行うことができる。

(独立行政法人住宅金融支援機構の行う援助)

第二十一条 独立行政法人住宅金融支援機構は、独立行政法人住宅金融支援機構法(平成十七年法律第八十二号)第十三条第一項に規定する業務のほか、市町村又は第二十三条第一項に規定する空家等管理活用支援法人からの委託に基づき、空家等及び空家等の跡地の活用の促進に必要な資金の融通に関する情報の提供その他の援助を行うことができる。

第五章 特定空家等に対する措置

第二十二条 市町村長は、特定空家等の所有者等に対し、当該特定空家等に関し、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置(そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態にない特定空家等については、建築物の除却を除く。次項において同じ。)をとるよう助言又は指導をすることができる。

- 2 市町村長は、前項の規定による助言又は指導をした場合において、なお当該特定空家等の状態が改善されないと認めるときは、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の猶予期限を付けて、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを勧告することができる。
- 3 市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。

- 4 市町村長は、前項の措置を命じようとする場合においては、あらかじめ、その措置を命じようとする者に対し、その命じようとする措置及びその事由並びに意見書の提出先及び提出期限を記載した通知書を交付して、その措置を命じようとする者又はその代理人に意見書及び自己に有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。
- 5 前項の通知書の交付を受けた者は、その交付を受けた日から五日以内に、市町村長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる。
- 6 市町村長は、前項の規定による意見の聴取の請求があった場合においては、第三項の措置を命じようとする者又はその代理人の出頭を求めて、公開による意見の聴取を行わなければならない。
- 7 市町村長は、前項の規定による意見の聴取を行う場合においては、第三項の規定によって命じようとする措置並びに意見の聴取の期日及び場所を、期日の三日前までに、前項に規定する者に通知するとともに、これを公告しなければならない。
- 8 第六項に規定する者は、意見の聴取に際して、証人を出席させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。
- 9 市町村長は、第三項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法(昭和二十三年法律第四十三号)の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。
- 10 第三項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくその措置を命ぜられるべき者(以下この項及び次項において「命令対象者」という。)を確認することができないとき(過失がなく第一項の助言若しくは指導又は第二項の勧告が行われるべき者を確認することができないため第三項に定める手続により命令を行うことができないときを含む。)は、市町村長は、当該命令対象者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者(以下この項及び次項において「措置実施者」という。)にその措置を行わせることができる。この場合においては、市町村長は、その定めた期限内に命令対象者においてその措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは市町村長又は措置実施者がその措置を行い、当該措置に要した費用を徴収する旨を、あらかじめ公告しなければならない。
- 11 市町村長は、災害その他非常の場合において、特定空家等が保安上著しく危険な状態にある等当該特定空家等に関し緊急に除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとる必要があると認めるときで、第三項から第八項までの規定により当該措置をとることを命ずるいとまがないときは、これらの規定にかかわらず、当該特定空家等に係る命令対象者の負担において、その措置を自ら行い、又は措置実施者に行わせることができる。
- 12 前二項の規定により負担させる費用の徴収については、行政代執行法第五条及び第六条の規定を準用する。
- 13 市町村長は、第三項の規定による命令をした場合においては、標識の設置その他国土交通省令・総務省令で定める方法により、その旨を公示しなければならない。
- 14 前項の標識は、第三項の規定による命令に係る特定空家等に設置することができる。この場合においては、当該特定空家等の所有者等は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

- 15 第三項の規定による命令については、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第三章(第十二条及び第十四条を除く。)の規定は、適用しない。
- 16 国土交通大臣及び総務大臣は、特定空家等に対する措置に関し、その適切な実施を図るために必要な指針を定めることができる。
- 17 前各項に定めるもののほか、特定空家等に対する措置に関し必要な事項は、国土交通省令・総務省令で定める。

第六章 空家等管理活用支援法人

(空家等管理活用支援法人の指定)

第二十三条 市町村長は、特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人又は空家等の管理若しくは活用を図る活動を行うことを目的とする会社であつて、次条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、空家等管理活用支援法人(以下「支援法人」という。)として指定することができる。

- 2 市町村長は、前項の規定による指定をしたときは、当該支援法人の名称又は商号、住所及び事務所又は営業所の所在地を公示しなければならない。
- 3 支援法人は、その名称若しくは商号、住所又は事務所若しくは営業所の所在地を変更するときは、あらかじめ、その旨を市町村長に届け出なければならない。
- 4 市町村長は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(支援法人の業務)

第二十四条 支援法人は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 空家等の所有者等その他空家等の管理又は活用を行おうとする者に対し、当該空家等の管理又は活用の方法に関する情報の提供又は相談その他の当該空家等の適切な管理又はその活用を図るために必要な援助を行うこと。
- 二 委託に基づき、定期的な空家等の状態の確認、空家等の活用のために行う改修その他の空家等の管理又は活用のため必要な事業又は事務を行うこと。
- 三 委託に基づき、空家等の所有者等の探索を行うこと。
- 四 空家等の管理又は活用に関する調査研究を行うこと。
- 五 空家等の管理又は活用に関する普及啓発を行うこと。
- 六 前各号に掲げるもののほか、空家等の管理又は活用を図るために必要な事業又は事務を行うこと。

(監督等)

第二十五条 市町村長は、前条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、支援法人に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

- 2 市町村長は、支援法人が前条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、支援法人に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
- 3 市町村長は、支援法人が前項の規定による命令に違反したときは、第二十三条第一項の規定による指定を取り消すことができる。
- 4 市町村長は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(情報の提供等)

第二十六条 国及び地方公共団体は、支援法人に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

2 市町村長は、支援法人からその業務の遂行のため空家等の所有者等を知る必要があるとして、空家等の所有者等に関する情報(以下この項及び次項において「所有者等関連情報」という。)の提供の求めがあったときは、当該空家等の所有者等の探索に必要な限度で、当該支援法人に対し、所有者等関連情報を提供するものとする。

3 前項の場合において、市町村長は、支援法人に対し所有者等関連情報を提供するときは、あらかじめ、当該所有者等関連情報を提供することについて本人(当該所有者等関連情報によって識別される特定の個人をいう。)の同意を得なければならない。

4 前項の同意は、その所在が判明している者に対して求めれば足りる。

(支援法人による空家等対策計画の作成等の提案)

第二十七条 支援法人は、その業務を行うために必要があると認めるときは、市町村に対し、国土交通省令・総務省令で定めるところにより、空家等対策計画の作成又は変更をすることを提案することができる。この場合においては、基本指針に即して、当該提案に係る空家等対策計画の素案を作成して、これを提示しなければならない。

2 前項の規定による提案を受けた市町村は、当該提案に基づき空家等対策計画の作成又は変更をするか否かについて、遅滞なく、当該提案をした支援法人に通知するものとする。この場合において、空家等対策計画の作成又は変更をしないこととするときは、その理由を明らかにしなければならない。

(市町村長への要請)

第二十八条 支援法人は、空家等、管理不全空家等又は特定空家等につき、その適切な管理のため特に必要があると認めるときは、市町村長に対し、第十四条各項の規定による請求をするよう要請することができる。

2 市町村長は、前項の規定による要請があった場合において、必要があると認めるときは、第十四条各項の規定による請求をするものとする。

3 市町村長は、第一項の規定による要請があった場合において、第十四条各項の規定による請求をする必要がないと判断したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該要請をした支援法人に通知するものとする。

第七章 雑則

第二十九条 国及び都道府県は、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、空家等に関する対策の実施に要する費用に対する補助、地方交付税制度の拡充その他の必要な財政上の措置を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項に定めるもののほか、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、必要な税制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

第八章 罰則

第三十条 第二十二条第三項の規定による市町村長の命令に違反した者は、五十万円以下の過料に処する。

2 第九条第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第九条第二項から第五項まで、第十四条及び第十六条の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成二七年政令第五〇号で、本文に係る部分は、平成二七年二月二六日から、ただし書に係る部分は、平成二七年五月二六日から施行)

(検討)

- 2 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (令和五年六月一四日法律第五〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 地方自治法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第四十二号)附則第二条に規定する施行時特例市に対するこの法律による改正後の空家等対策の推進に関する特別措置法(以下この条において「新法」という。)第七条第八項及び第十八条第一項の規定の適用については、新法第七条第八項中「及び同法」とあるのは「、同法」と、「中核市」とあるのは「中核市及び地方自治法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第四十二号)附則第二条に規定する施行時特例市」とする。

- 2 新法第二十二条第十項及び第十二項(同条第十項に係る部分に限る。)の規定は、この法律の施行の日(以下この条及び附則第六条において「施行日」という。)以後に新法第二十二条第十項後段の規定による公告を行う場合について適用し、施行日前にこの法律による改正前の空家等対策の推進に関する特別措置法(次項において「旧法」という。)第十四条第十項後段の規定による公告を行った場合については、なお従前の例による。

- 3 新法第二十二条第十一項及び第十二項(同条第十一項に係る部分に限る。)の規定は、施行日以後に同条第二項の規定による勧告を行う場合について適用し、施行日前に旧法第十四条第二項の規定による勧告を行った場合については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の規定について、その施行の状況等を勘案して検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

○指宿市安全・安心まちづくり条例（平成 18 年 条例第 225 号）

（目的）

第 1 条 この条例は、市民の生命、身体又は財産に危害を及ぼす犯罪、事故又は災害を未然に防止し、市民が安全に、かつ、安心して暮らすことができるまちづくり（以下「安全・安心まちづくり」という。）に関し、基本理念並びに市、市民、事業者及び所有者等の責務を定め、それぞれが連携し、及び協力することにより、市民が安心して暮らすことのできる安全な地域社会の実現を図ることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）市民 市内に住所を有する者及び市内に通勤し、通学し、又は滞在する者をいう。
- （2）事業者 市内で商業、工業その他の事業を営む者をいう。
- （3）所有者等 市内に所在する土地、建物、店舗、事業所等を所有し、又は管理する者をいう。

（基本理念）

第 3 条 安全・安心まちづくりは、自らの安全は自らが守るという認識の下に行われる市民、事業者及び所有者等（以下「市民等」という。）の自主的な活動を基本とし、市及び市民等の役割について、相互に理解し、それぞれの連携及び協力により推進されなければならない。

（市の責務）

第 4 条 市は、第 1 条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事項について必要な施策を策定し、及び実施するものとする。

- （1）安全・安心まちづくりのための広報啓発活動
- （2）犯罪、事故又は災害の防止に配慮した公共的施設の普及その他環境の整備
- （3）青少年の健全育成を阻害するおそれのある有害環境の排除
- （4）安全・安心まちづくりのための市民、防犯団体等の自主的な活動の促進
- （5）前各号に掲げるもののほか、この条例の目的を達成するために必要な事項

2 市は、前項に規定する施策を策定し、及び実施するに当たっては、県、警察署その他の関係行政機関及び関係団体と常に緊密な連携を図るとともに、必要があると認めるときは、助言その他の支援を求めるよう努めなければならない。

（市民の責務）

第 5 条 市民は、安全・安心まちづくりについての理解を深め、日常生活における自らの安全確保に努めるとともに、安全・安心まちづくりに積極的に取り組み、及び市がこの条例に基づき推進する施策に協力するよう努めるものとする。

2 市民は、犯罪、事故又は災害の発生時においては、相互に協力して被害者の救助、市、警察署その他の関係行政機関及び関係団体への通報等安全確保のための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

（事業者の責務）

第 6 条 事業者は、安全・安心まちづくりについての理解を深め、その事業活動を行うに当たり、その安全確保に努めるとともに、安全・安心まちづくりに積極的に取り組み、及び市がこの条例に基づき推進する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、その従業員が安全・安心まちづくりに関する知識及び技術を習得する機会を

提供するよう努めるものとする。

(所有者等の責務)

第7条 所有者等は、安全・安心まちづくりについての理解を深め、その所有し、又は管理する土地、建物、店舗、事業所等の安全確保に努めるとともに、安全・安心まちづくりに積極的に取り組み、及び市がこの条例に基づき推進する施策に協力するよう努めるものとする。

(活動推進団体等への支援)

第8条 市長は、市民等の安全・安心まちづくり活動の推進を図るため必要があると認めるときは、この活動を推進する者及び団体に対して情報の提供、助言その他必要な支援を行うことができる。

(助言指導)

第9条 市長は、安全・安心まちづくりを推進するため必要があると認めるときは、事業者及び所有者等に対し、犯罪、事故又は災害の防止に配慮した環境の整備に関し必要な助言指導を行うことができる。

(推進体制の整備)

第10条 市長は、安全・安心まちづくりを推進するため、市民等、県、警察署その他の関係行政機関及び関係団体が意見を交換し、並びに協力することができる体制の整備を図るよう努めるものとする。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

○指宿市空家等の適正管理に関する条例（令和5年 条例第24号）

（目的）

第1条 この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）に定めるもののほか、空家等の適正な管理に関し必要な事項を定め、市民の生命、身体又は財産の保護及び生活環境の保全を図り、安全・安心なまちづくりを推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。

（所有者等の責務）

第3条 空家等の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、自らの責任において、常に適正な管理に努めるとともに、市が実施する空家等に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、法第7条第1項に規定する空家等対策計画に基づき、空家等に関する必要な施策を実施するものとする。

（公表）

第5条 市長は、法第22条第3項の規定による命令を受けた所有者等が正当な理由なく当該命令に従わないときは、次に掲げる事項を公表することができる。

- (1) 所有者等の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
- (2) 特定空家等の所在地
- (3) 当該命令の内容
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 市長は、前項の規定による公表を行おうとするときは、当該命令を受けた所有者等に対し、あらかじめその旨を通知し、意見の聴取を行うものとする。

3 市長は、第1項の規定による公表の対象となる所有者等を過失なく確知することができず、又はその所在を過失なく確知することができないときは、前項の通知に代えて第1項各号の事項を公示することができる。

4 前項の規定による公示は、指宿市公告式条例（平成18年指宿市条例第3号）第2条第2項に規定する掲示板に掲示して行うものとする。この場合において、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知が当該命令を受けた所有者等に到達したものとみなす。

（関係機関との連携）

第6条 市長は、特定空家等の状態を改善するために必要があると認めるときは、消防、警察、自治会その他の関係機関（以下「関係機関等」という。）に対し、協力要請に必要な限度で前条第1項各号に掲げる事項を提供し、協力を求めることができる。

2 前条第1項各号に掲げる事項の提供を受けた関係機関等は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づいて適正に個人情報を管理しなければならない。

（緊急安全措置）

第7条 市長は、空家等の状態に起因して、市民の生命、身体又は財産に危害が及ぶことを避けるために緊急の必要があると認めるときは、これを回避するために必要な最小限度の

措置（以下「緊急安全措置」という。）を講ずることができる。

2 市長は、緊急安全措置を講じたときは、当該措置に係る空家等の所在地及び当該措置の内容を、当該空家等の所有者等に通知（所有者等を確知することができない場合にあつては、公示）するものとする。

3 第5条第3項及び第4項の規定は、前項の規定による公示について準用する。

4 市長は、緊急安全措置に要した費用を当該空家等の所有者等から徴収することができる。

（委任）

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和5年法律第50号）の施行の日又は令和6年1月1日のいずれか遅い日から施行する。

○指宿市空家等の適正管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)及び指宿市空家等の適正管理に関する条例(令和5年指宿市条例第24号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、法及び条例において使用する用語の例による。

(立入調査員証)

第3条 法第9条第4項の身分を示す証明書は、指宿市職員証規程(平成21年指宿市訓令第10号)第3条第1項に規定する職員証とする。

(助言、指導等の方法)

第4条 法第22条第1項の規定による助言又は指導は、空家等の適正管理に関する助言・指導書により行うものとする。

2 法第22条第2項の規定による勧告は、空家等の適正管理に関する勧告書により行うものとする。

3 法第22条第3項の規定による命令は、空家等の適正管理に関する命令書により行うものとする。

4 法第22条第4項の通知書は、空家等の適正管理に関する命令に係る事前通知書により行うものとする。

(公表)

第5条 市長は、条例第5条第2項の規定により意見の聴取を行うときは、空家等の公表に対する意見陳述機会の付与通知書により、当該所有者等に通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受けて意見を述べようとする者は、当該通知を受けた日から起算して14日以内に空家等の公表に対する意見書により意見を述べなければならない。

3 市長は、条例第5条第1項の規定による公表を行うことが必要と認める所有者等が次の各号に掲げる事由のいずれかに該当すると認めるときは、当該公表を猶予することができる。

(1) 所有者等に当該空家等以外の財産がなく、貧困により生活のため公私の扶助を受けており、空家等を適切に管理することが困難な場合又はこれに準ずると認められる場合

(2) 当該空家等の所有権等をめぐり紛争中であり、所有者等の特定が困難な場合

(3) 命令の期限までに改善に至らなかったものの、期限後6月以内に改善することを所有者等が書面で誓約した場合

(4) 前3号に掲げるもののほか、特別の事由があると市長が認めた場合

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和6年1月1日から施行する。

○指宿市危険空家等解体撤去工事補助金交付要綱（令和6年 指宿市告示第54号）

（趣旨）

第1条 この告示は、市民の日常生活における安全・安心の確保及び良好な生活環境の保全を図るため、危険空家等の解体及び撤去工事（以下「解体撤去工事」という。）を行う者に対し、予算の範囲内において指宿市危険空家等解体撤去工事補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、指宿市補助金等交付規則（平成18年規則第38号）に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

（定義）

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）危険空家等 使用されておらず構造が著しく不良で、今後も住居の用又は従来用途に供される見込みのない空き建築物をいう。
- （2）解体撤去業者 市内に本店、支店、営業所その他これに類似する施設を有する者であつて、建設業法（昭和24年法律第100号）別表第一に掲げる土木工事業、建築工事業若しくは解体工事業に係る同法第3条第1項の許可又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第21条第1項の規定による登録を受けた者をいう。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- （1）市内に所在する危険空家等の所有者又はその相続人
- （2）解体撤去工事に際し、解体撤去業者を利用する者
- （3）市税等の滞納がない者
- （4）指宿市暴力団排除条例（平成24年指宿市条例第21号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員と関係を有するものでない者

（補助対象危険空家等）

第4条 補助金の交付の対象となる危険空家等（以下「補助対象危険空家等」という。）は、別表1の評点の合計が100点以上であるものとする。ただし、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第22条第3項の規定による命令を受けたものを除く。

（補助対象経費及び補助金の額等）

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助金の額、補助対象区分及び補助金の上限額は、別表2のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる費用は、補助対象経費としない。

- （1）公共工事・事業による移転、建替えその他の補償の対象となっている建物の撤去費用
- （2）補助対象危険空家等以外の撤去費用（地下埋設物を含む。）
- （3）家財家具、機械、車両及び立木等の移転又は処分費用

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、工事着手前に、指宿市危険空家等解体撤去工事補助金交付申請書（第1号様式）及び誓約書（第2号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- （1）住民票又は住民票記載事項証明書

- (2) 登記事項証明書又は所有者を確認できる書類
- (3) 市税等に滞納がない証明書
- (4) 補助対象危険空家等の位置図
- (5) 解体撤去工事に係る経費の見積書の写し
- (6) 解体撤去工事前の現況写真
- (7) その他市長が必要と認める書類

2 申請者は、危険空家等の所有者と当該危険空家等の所在する土地の所有者が異なるときは、前項に掲げる書類に加え、当該土地の所有者の指宿市危険空家等解体撤去工事に係る同意書（第3号様式）を提出しなければならない。

3 補助金の交付申請は、同一敷地内につき補助対象区分のいずれかについて1回限りとする。

（補助金の交付決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めたときは、指宿市危険空家等解体撤去工事補助金交付決定通知書（第4号様式）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の決定に当たり必要があると認めるときは、条件を付することができる。

（実績報告）

第8条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、解体撤去工事が完了したときには、当該工事の完了の日から起算して30日以内に指宿市危険空家等解体撤去工事補助金実績報告書（第5号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 解体撤去工事に係る経費の領収書の写し
- (2) 解体撤去工事後の現況写真
- (3) 廃棄物処理に関する処分証明書類の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第9条 市長は、前条の実績報告書の提出があった場合は、関係書類を審査し、又は必要に応じて現地検査を行い、解体撤去工事の成果が補助金の交付決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときには、交付すべき補助金の額を確定し、指宿市危険空家等解体撤去工事補助金交付決定通知書（第6号様式）により、交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第10条 交付決定者は、前条の規定による通知を受けたときは、速やかに指宿市危険空家等解体撤去工事補助金交付請求書（第7号様式）により、市長に補助金の交付を請求するものとする。

（交付決定の取消し）

第11条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
 - (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、指宿市危険空家等解体撤去工事補助金交付決定取消通知書（第8号様式）により交付決定者に対し通知するものとする。

(補助金の返還)

第12条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、交付決定者に対し、指宿市危険空家等解体撤去工事補助金返還命令書（第9号様式）により、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

別表1（第4条関係）

評価区分		評価項目	評価内容	評価点	最高評価点
1	構造一般の程度	(1) 基礎	ア 構造耐力上主要な部分である基礎が玉石であるもの	10	45
			イ 構造耐力上主要な部分である基礎がないもの	20	
		(2) 外壁	外壁の構造が粗悪なもの	25	
2	構造の腐朽又は破損の程度	(3) 基礎、土台、柱又ははり	ア 柱が傾斜しているもの、土台又は柱が腐朽し、又は破損しているもの等小修理を要するもの	25	100
			イ 基礎に不同沈下のあるもの、柱の傾斜が著しいもの、はりが腐朽し、又は破損しているもの、土台又は柱の数ヶ所に腐朽又は破損があるもの等大修理を要するもの	50	
			ウ 基礎、土台、柱又ははりの腐朽、破損又は変形が著しく崩壊の危険のあるもの	100	
		(4) 外壁	ア 外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、下地の露出しているもの	15	
			イ 外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、著しく下地の露出しているもの又は壁体を貫通する穴を生じているもの	25	
		(5) 屋根	ア 屋根ぶき材料の一部に剥落又はずれがあり、雨もりのあるもの	15	
			イ 屋根ぶき材料に著しい剥落があるもの、軒の裏板、たる木等が腐朽した	25	

			もの又は軒のたれ下がったもの		
			ウ 屋根が著しく変形したもの	50	
3	防災上 又は避難上の 構造の 程度	(6) 外壁	ア 延焼のおそれのある外壁があるもの	10	30
			イ 延焼のおそれのある外壁の壁面数が3以上あるもの	20	
		(7) 屋根	屋根が可燃性材料でふかれているもの	10	
4	排水設備	(8) 雨水	雨樋がないもの	10	10

備考 1つの評定項目につき、評定内容が2又は3ある場合の当該評定項目の評点は、当該評定内容に応じた点数のうち最も高い点数とする。

別表2（第5条関係）

補助対象経費	補助金の額	補助対象区分	上限額
解体撤去業者が行う危険空家等の解体撤去工事に要する経費が30万円以上	補助対象経費の3分の1以内の額	住宅	30万円
		住宅以外の建築物	15万円

備考

- 1 補助対象経費は、消費税及び地方消費税を除く。
- 2 算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

○指宿市空き家バンク実施要綱（令和5年 告示第68号）

（趣旨）

第1条 この告示は、市内における空き家等の有効活用を通じ、本市への移住及び定住促進に取り組み、地域の活性化を図ることに関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住 本市に住居を移し、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定に基づき、本市の住民基本台帳に記録されることをいう。
- (2) 定住 5年を超える期間継続して本市を住所地として住民基本台帳に記録され、かつ、当該住所を生活の本拠とすることをいう。
- (3) 空き家バンク 市内に存在する空き家等の中で、所有者等が売却又は賃貸を希望する空き家等の情報を収集し、移住又は定住希望者へその情報を紹介する制度をいう。
- (4) 空き家等 個人が市内において居住を目的として建築し、現に居住していない、又は近い将来居住しなくなる予定の建物及びその敷地をいう。
- (5) 所有者等 空き家等について所有権その他の権利により、当該空き家等の売却、賃貸等を行うことができる者をいう。
- (6) 利用希望者 移住又は定住を目的として空き家等の購入又は賃貸借等により、空き家等を利用しようとする者をいう。
- (7) 登録事業者 空き家バンク事業者として登録し、空き家バンクに登録された空き家等の媒介等を行う宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第2条第3号に規定する宅地建物取引業者をいう。
- (8) 情報登録 指宿市及びその他のホームページへの掲載を目的とし、空き家等に関する情報を空き家バンクに登録することをいう。

（適用上の注意）

第3条 この告示は、空き家バンク以外の空き家等の取引を妨げるものではない。

（空き家等の登録申請）

第4条 空き家バンクの登録を受けようとする所有者等(以下「申請者」という。)は、空き家バンク情報登録申請書(第1号様式)に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 空き家バンク情報登録カード(第2号様式)
- (2) 空き家バンクに登録を受けようとする空き家等の登記簿
- (3) 空き家バンク情報登録同意書(第3号様式)(空き家等の所有者が異なる場合)
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請書が提出されたときは、その内容を審査し、空き家バンク物件情報登録申請結果通知書(第4号様式)により申請者に通知するとともに、登録が適当と認められる空き家等については、登録番号を付して空き家バンク物件登録台帳(第5号様式)に登録するものとする。

3 市長は、前項の審査のために、必要に応じて、市職員又は登録事業者に当該空き家等の立入調査をさせることができる。

4 申請者は、前項の立入調査に協力するものとする。

- 5 申請者は、第1項の申請書の提出を登録事業者に代理させることができるものとする。
- 6 空き家バンクへの登録期間は2年間とし、登録期間が終了した空き家等は第1項に定める申請書を提出し、再度申請することができる。
- 7 所有者等が、暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有し、若しくは社会的に非難される関係を有する者(以下「暴力団関係者」という。)に、該当する場合は、第2項の規定による登録をすることができない。

(空き家等に係る登録事項の変更の届出)

第5条 前条第2項の規定による登録の通知を受けた者(以下「空き家等登録者」という。)は、当該登録事項に変更があったときは、空き家バンク情報登録事項変更届(第6号様式)に、登録事項の変更内容を記載した前条第1項の空き家バンク情報登録カード及びその他市長が必要と認める書類を添付して、市長に届け出なければならない。

- 2 前条第2項の規定は、前項の規定により変更届があったときの前条第2項に規定する空き家情報登録台帳への変更登録及び変更登録完了の通知の手続について準用する。

(空き家等の登録抹消)

第6条 市長は、空き家等登録者から空き家バンク情報登録抹消届(第7号様式)の提出があったとき又は次のいずれかに該当するときは、第4条第2項に規定する登録台帳から抹消するとともに、その旨を空き家バンク情報登録抹消通知書(第8号様式)により、当該空き家等登録者に通知するものとする。

(1) 登録内容に虚偽があったとき。

(2) その他市長が適当でないと認めたとき。

- 2 市長は、当該空き家等の売買又は賃貸契約の成立が確認できた場合は、前項の規定による通知をせずに、登録を抹消することができるものとする。

(利用希望者の登録)

第7条 利用希望者が、情報登録した空き家等の情報提供を受けようとするときは、空き家バンク利用申請書(第9号様式)に、本人確認書類(官公署の発行した書類で、氏名、住所及び生年月日の記載のあるもの)の写し又は本人確認書類に準ずる書類の写しを添付して、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請書が提出されたときは、その内容を確認し、空き家バンク利用申請結果通知書(第10号様式)により利用希望者に通知するとともに、登録が適当と認められる者については、登録番号を付して空き家バンク利用登録者台帳(第11号様式)に登録するものとする。

- 3 利用希望者となることができる者は、次の各号の全てに該当する者とする。ただし、業として土地建物の売買、媒介、あっせん等を行おうとする者を除く。

(1) 本市に移住又は定住し、本市の生活文化等に対する理解を深め、地域住民と協調して生活する意思のある者

(2) 転入前である、又は、申請日において転入後5年を経過していない者

(3) 暴力団関係者ではない者

- 4 前項の規定にかかわらず、労働人材確保等を通じて本市の地域活性化に資する取組を行っていると思われる者、又は市長が特に必要と認める者は、利用希望者として行うことができる。

(利用登録事項の変更)

第8条 前条第2項に規定する登録の通知を受けた利用希望者(以下「利用登録者」という。)は、当該登録事項に変更があったときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(利用登録者の登録抹消)

第9条 市長は、利用登録者から空き家バンク利用登録者抹消届(第12号様式)の提出があったとき、又は次のいずれかに該当するときは、第7条第2項に規定する空き家バンク利用登録台帳から抹消するとともに、その旨を空き家バンク利用登録者抹消通知書(第13号様式)により、当該利用登録者に通知するものとする。

(1) 空き家等を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 登録内容に虚偽があったとき。

(3) その他市長が適当でないと認めたとき。

(登録事業者の要件)

第10条 登録事業者となることができる者は、次の各号の全てに該当する者とする。

(1) 宅地建物取引業者である者

(2) 県内に事業所を有している者

(3) 暴力団関係者ではない者

(登録事業者の登録)

第11条 登録事業者となることを希望する者は、空き家バンク登録事業者申請書(第14号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する書類が提出されたときはその内容を審査し、空き家バンク登録事業者結果通知書(第15号様式)により、申請事業者に通知するとともに、登録が適当と認められる者については、登録番号を付して空き家バンク登録事業者台帳(第16号様式)に登録するものとする。

3 登録事業者は、第1項の規定による登録事項に変更があったときは、その内容を速やかに市長に届け出なければならない。

(登録事業者の登録取消し)

第12条 市長は、登録事業者から空き家バンク登録事業者取消届(第17号様式)が提出されたとき、又は次の各号のいずれかに該当するときは、前条第2項の規定による登録を取り消し、空き家バンク登録事業者登録取消通知書(第18号様式)により、当該登録事業者に通知するものとする。

(1) 内容を偽って申請したとき。

(2) 第10条各号の要件を欠くこととなったとき。

(3) その他市長が適当でないと認めたとき。

2 前項の規定により登録が取り消され、登録事業者が損害を受けることがあっても、市はこれに対して賠償の責めを負わない。

(取引の報告)

第13条 登録事業者は、空き家バンクに登録された空き家が成約した場合は、遅滞なく市長に報告するものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、登録事業者に対し、前項に掲げるもののほか、実施の状況等について報告を求めることができる。

(空き家等の情報提供)

第14条 市長は、空き家バンク情報登録カードの情報を市及びその他のホームページへの掲載を行うとともに、所有者等及び利用登録者に対し情報提供をするものとする。

(空き家等の媒介契約等)

第15条 市長は、利用登録者、登録事業者及び所有者等の間における空き家に係る交渉、媒介契約等には関与しない。

2 交渉、媒介契約等に係る苦情その他の紛争が発生した場合には、利用登録者、登録事業者及び所有者等において解決しなければならない。

(その他)

第16条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

○指宿市空き家リフォーム事業補助金交付要綱（令和5年 告示第69号）

（趣旨）

第1条 この告示は、市内に存在する空き家等の有効活用を図り、本市への移住又は定住を促進するため、空き家のリフォーム等に要する費用に対し予算の範囲内で指宿市空き家リフォーム事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、指宿市補助金等交付規則（平成18年指宿市規則第38号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）空き家等 個人が市内において居住を目的として建築し、現に居住していない、又は近い将来居住しなくなる予定の建物及びその敷地をいう。
- （2）指宿市空き家バンク 指宿市空き家バンク実施要綱（令和5年指宿市告示第68号）第2条第3号に規定する空き家バンクをいう。
- （3）所有者等 空き家等について所有権その他の権利により、当該空き家等の売却、賃貸等を行うことができる者をいう。
- （4）利用者 指宿市空き家バンクを活用して、登録物件である空き家等を購入し、又は賃貸する契約を締結した者をいう。
- （5）リフォーム 空き家の機能又は性能を維持又は向上させるため、空き家の全部又は一部の修繕、補修、取替え等を行うことをいう。
- （6）リフォーム工事 指宿市空き家バンクに登録されている売買契約を締結した空き家に対して市内業者が実施するリフォーム工事をいう。
- （7）家財道具の処分 空き家の利用のために不要な家財道具等の運搬及び処分をいう。
- （8）仏壇等の撤去 空き家利用のために不要な仏壇、神棚等の撤去をいう。
- （9）市内業者 市内に事業所を有する法人又は住所を有する個人事業者をいう。

（補助対象物件）

第3条 補助金の対象となる空き家（以下「補助対象物件」という。）は、次の各号のすべてに該当するものとする。

- （1）補助金の交付申請の日において、指宿市空き家バンクに現に登録されている物件で、売買又は賃貸借された物件であること。
- （2）補助対象物件の購入又は賃貸借の契約日の翌日から起算して1年以内に、リフォーム又は家財道具の処分等（以下「補助対象事業」という。）の完了が見込まれる物件であること。

（補助対象者）

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- （1）空き家バンクに登録した所有者等で、利用者と売買又は賃貸借契約を締結し、契約日の翌日から起算して1年以内に申請する者
- （2）補助対象物件に3年以上居住する意思がある利用で、所有者等と売買又は賃貸借契約を締結し、契約日の翌日から起算して1年以内に申請し、かつ、申請年度内に本市への転入手続きの完了が見込まれる者又は契約日において本市に転入後5年を経過していない者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付を受けることができない。

- (1) 過去にこの告示による補助金の交付を受けたことがある者又は交付を受ける予定がある者(同一世帯である者を含む。)
- (2) 補助対象物件の売買又は賃貸借契約を、3親等以内の親族又はこれと同等と認められる者と締結した者
- (3) 市税等の滞納がある者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が補助をするのに適当でないとした者
(補助対象経費及び補助金の額等)

第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)、補助金の額及び補助金の上限額は、別表第1のとおりとする。ただし、国、県又は本市等の他の制度による補助金を受ける場合は、当該補助金の額を補助対象経費から控除するものとする。

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象経費から除外する。

- (1) 契約日時点において建築後10年を経過していない物件のリフォーム工事
- (2) 外構、車庫、倉庫等の改修工事
- (3) 住宅構造の改修工事を伴わない機器・備品等の購入及び設置工事(Wi-Fi設置を除く。)
- (4) 庭木の剪定及び除草等
- (5) 所有者等又は利用者のいずれかが、この告示による補助金の交付を受けたことがある又は交付を受ける予定がある補助対象経費
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないとする経費
(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者(以下「申請者」という。)は、指宿市空き家リフォーム事業補助金交付申請書(第1号様式)及び誓約書(第2号様式)に、次の各号に定める書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 市税等の滞納がないことを証明する書類(非課税の場合は非課税証明書)
- (2) 補助対象物件の売買契約書又は賃貸借契約書の写し
- (3) 補助対象事業の実施予定場所の現況写真
- (4) 補助対象経費の内訳が確認できる見積書等の写し
- (5) 他の公的補助制度を利用する場合は、その制度の申請書の写し
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要とする書類

2 第4条第2号に該当する申請者が、賃貸借契約を締結した補助対象物件のリフォーム工事を行おうとする場合、前項の申請書に、当該物件の所有者等からの承諾書(第3号様式)又は承諾の内容を確認できる契約書等の写しを添付しなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の申請書の提出があった場合は、その内容を審査及び必要に応じて行う実地調査等により、補助金を交付することが適当であると認めたときは、指宿市空き家リフォーム事業補助金交付決定通知書(第4号様式)により申請者に通知する。

2 市長は前項の決定に当たり必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(補助対象事業の変更等)

第8条 前条の規定による交付決定通知を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、申請内容を変更し、又は中止しようとするときは、指宿市空き家リフォーム事業補助金変更等申請書(第5号様式)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 交付決定者が、補助対象経費の変更を行おうとする場合、前項の申請書に、変更後の補助対象経費(内訳を含む。)及び補助対象事業の内容が確認できる書類の写しを添付しなければならない。

3 市長は、第1項の申請を承認することが適当と認めたときは、指宿市空き家リフォーム事業補助金交付決定変更等通知書(第6号様式)により交付決定者に通知するものとする。
(実績報告)

第9条 交付決定者は、補助対象事業を完了したときは、当該年度の3月31日(その日が指宿市の休日を定める条例(平成18年指宿市条例第2号)第1条第1項に規定する市の休日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日でない日)までに指宿市空き家リフォーム事業補助金実績報告書(第7号様式)に、次の各号に定める書類を添付して市長に報告しなければならない。

- (1) 住民票の写し(利用者が実績報告する場合に限る。)
- (2) 補助対象経費の請求書(内訳を含む。)の写し
- (3) 補助対象経費の支払が確認できる書類の写し
- (4) 補助対象事業の実施前後及び実施状況の写真
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の規定により報告された書類の審査及び必要に応じて行う実地調査等により、補助金の交付の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、指宿市空き家リフォーム事業補助金交付確定通知書(第8号様式)により交付決定者に通知する。

(補助金の請求)

第11条 交付決定者は、前条の規定による通知を受けたときは、速やかに指宿市空き家リフォーム事業補助金交付請求書(第9号様式)により、市長に補助金の交付を請求するものとする。

(補助金の交付)

第12条 市長は、前条に規定する請求があったときは、速やかに補助金を交付決定者に交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第13条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金の申請に関し、偽りその他不正な行為があったとき。
- (2) 第4条第1項第2号に該当する交付決定者が、補助金の交付を受けた日から起算して3年以内に交付決定を受けた補助対象物件の取壊し、転売又は転貸を行ったとき。
- (3) 第4条第1項第2号に該当する交付決定者が、補助金の交付を受けた日から起算して3年以内に転出又は転居したとき。
- (4) 補助対象事業の遂行ができないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めたとき。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合は、指宿市空き家リフォーム補助金交付決定及び交付確定取消通知書(第10号様式)により交付決定者に通知するとともに、指宿市空き家リフォーム補助金返還命令書(第11号様式)により期限を定めて当該補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。
- 3 第1項第2号及び第3号に該当するときに命ずる返還金の額は、交付された補助金の額に別表第2に定める割合を乗じて得た額とする。
- 4 市長は、第2項の規定にかかわらず、交付決定者にやむを得ない特別の事由があると認めるときは、当該補助金の全部又は一部の返還を免除することができる。
- 5 市長は、前4項の規定により交付決定者に損害が生じることがあっても、その賠償の責めを負わない。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1(第5条関係)

補助対象経費	補助金の額	補助金の 上限額
リフォーム工事に要する経費	左記の補助対象経費に 2分の1を乗じて得た額	50万円
家財道具の処分に要する経費。(業者に依頼する場合は、一般廃棄物処理業の認可を受けている市内業者に 限る。)	左記の補助対象経費に 掲げる額	10万円
仏壇等の撤去に要する経費(仏壇、神棚等の供養等に 係る経費を除く。)	左記の補助対象経費に 掲げる額	5万円
市内業者が実施するハウスクリーニングに要する経 費	左記の補助対象経費に 掲げる額	3万円
補助対象者(同一世帯に属する者を含む。)が自ら実施 するリフォームにおける原材料費として、補助対象者 が支出する経費	左記の補助対象経費に 掲げる額	10万円

備考

- 1 補助対象経費は、消費税及び地方消費税を含むものとする。
- 2 補助金の額は、算出した額又は補助対象経費に掲げる額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

別表第2(第13条関係)

交付の日からの経過年数	返還金の割合
1年未満	3分の3
1年以上2年未満	3分の2
2年以上3年未満	3分の1

備考

算出した額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

○指宿市空き家バンク取引仲介手数料補助金交付要綱（令和5年 告示第70号）

（趣旨）

第1条 この告示は、市内に存在する空き家等の有効活用を図り、本市への移住又は定住を促進するため、指宿市空き家バンクに登録された物件を利用し、本市に移住又は定住をする者に対し、予算の範囲内において登録物件の取引の仲介手数料に係る補助金を交付することについて、指宿市補助金等交付規則（平成18年指宿市規則第38号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）空き家等 個人が市内において居住を目的として建築し、現に居住していない、又は近い将来居住しなくなる予定の建物及びその敷地をいう。
- （2）指宿市空き家バンク 指宿市空き家バンク実施要綱（令和5年指宿市告示第68号）第2条第3号に規定する空き家バンクをいう。
- （3）登録物件 指宿市空き家バンクに現に登録されている物件をいう。
- （4）利用者 指宿市空き家バンクを活用して、登録物件である空き家等を購入し、又は賃借する契約を締結した者をいう。
- （5）仲介手数料 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第46条第1項に規定する宅地建物取引業者が受けることができる報酬をいう。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- （1）登録物件に3年以上居住する意思がある利用で、宅地建物取引業者の仲介により売買又は賃貸借契約を締結し、契約日の翌日から起算して1年以内に申請し、かつ、申請年度内に本市への転入手続きの完了が見込まれる者又は契約日において本市に転入後5年を経過していない者
- （2）市税等に滞納がない者

（補助対象経費及び補助金の額）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（消費税及び地方消費税相当額を含む。以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が宅地建物取引業者に支払った仲介手数料とする。

2 補助金の額は、補助対象経費の額とし、5万円を上限とする。ただし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付回数）

第5条 補助金の交付は、同一世帯において1回限りとする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、指宿市空き家バンク取引仲介手数料補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- （1）登録物件の売買契約書又は賃貸借契約書の写し
- （2）補助対象者の住民票の写し
- （3）市税等の滞納がないことを証明する書類（非課税の場合は非課税証明書）
- （4）補助対象経費に係る領収書（経費の内容が分かるもの）の写し

(5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定及び交付確定)

第7条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付が適当であると認めたときは、規則第23条第2号の規定に基づき、指宿市空き家バンク取引仲介手数料補助金交付決定及び交付確定通知書(第2号様式)により、当該申請を行った者(以下「交付決定者」という。)に通知するものとする。

2 市長は、前項の決定に当たり必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(補助金の請求)

第8条 前条の規定による通知を受けた交付決定者は、補助金を請求しようとするときは、速やかに指宿市空き家バンク取引仲介手数料補助金交付請求書(第3号様式)を市長に提出しなければならない。ただし、交付決定者が本市への転入前に第6条の申請書を提出している場合は、請求書に本市への転入後の住民票の写しを添付しなければならない。

(補助金の交付)

第9条 市長は、前条に規定する請求があったときは、速やかに補助金を交付決定者に交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第10条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助金の申請に関し、偽りその他不正な行為があったとき。

(2) 交付決定者が、補助金の交付を受けた日から起算して3年以内に登録物件の取壊し、転売又は転貸したとき。

(3) 交付決定者が、補助金の交付を受けた日から起算して3年以内に転出又は転居したとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合は、指宿市空き家バンク取引仲介手数料補助金交付決定及び交付確定取消通知書(第4号様式)により交付決定者に通知するとともに、指宿市空き家バンク取引仲介手数料補助金返還命令書(第5号様式)により期限を定めて当該補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

3 第1項第2号及び第3号に該当するときに命ずる返還金の額は、交付された補助金の額に別表に定める割合を乗じて得た額とする。

4 市長は、第2項の規定にかかわらず、交付決定者にやむを得ない特別の事由があると認めるときは、当該補助金の全部又は一部の返還を免除することができる。

5 市長は、前4項の規定により交付決定者に損害が生じることがあっても、その賠償の責めを負わない。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

別表(第10条関係)

交付の日からの経過年数	返還金の割合
1年未満	3分の3

1 年以上 2 年未満	3 分の 2
2 年以上 3 年未満	3 分の 1

備考

算出した額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

○指宿市空き家マッチング奨励金交付要綱（令和5年 告示第72号）

（目的）

第1条 この告示は、市内に存在する空き家の有効活用を図り、本市への移住又は定住を促進するため、空き家等の所有者を市に紹介した自治会に対する指宿市空き家マッチング奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することに関し、指宿市補助金等交付規則（平成18年指宿市規則第38号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家等 個人が市内において居住を目的として建築し、現に居住していない、又は近い将来居住しなくなる予定の建物及びその敷地をいう。
- (2) 指宿市空き家バンク 指宿市空き家バンク実施要綱（令和5年指宿市告示第68号。以下「実施要綱」という。）第2条第3号に規定する空き家バンクをいう。
- (3) 空き家バンク登録希望者 空き家等について所有権その他の権利により、当該空き家等の売却、賃貸等を行うことができる者であって、指宿市空き家バンクに空き家等の登録を希望するものをいう。

（交付対象者）

第3条 奨励金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、空き家バンク登録希望者を市に紹介した自治会の代表者であって、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 空き家バンク登録希望者の承諾を得て市に紹介していること。
- (2) 当該自治会の区域内に所在する空き家等の紹介であること。
- (3) 当該空き家等の指宿市空き家バンクへの登録申請を支援していること。
- (4) 当該空き家等を、原則として宅地建物取引業者が取扱っていないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、奨励金の交付を受けることができない。

- (1) 過去において、指宿市空き家バンクに登録したことがある空き家等で、同一の内容の紹介をしようとする場合
- (2) その他市長が適当でないと認める場合

（奨励金の額）

第4条 奨励金の額は、指宿市空き家バンクへの申請1件当たり5,000円とする。

（交付申請）

第5条 奨励金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、指宿市空き家マッチング奨励金交付申請書（第1号様式）に、実施要綱第4条第1項に規定する空き家バンク情報登録申請書の写しを添付して市長に提出しなければならない。

（交付決定）

第6条 市長は、前条の規定に基づく書類が提出された場合は、その内容の審査及び必要に応じて行う実地調査等により、奨励金を交付することが適当であると認めたときは、指宿市空き家マッチング奨励金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知する。

（奨励金の請求）

第7条 前条の規定による通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、速やかに指宿

市空き家マッチング奨励金交付請求書(第3号様式)により, 市長に奨励金の交付を請求するものとする。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか, 奨励金の交付に関し必要な事項は, 市長が別に定める。

附 則

この告示は, 令和5年4月1日から施行する。

○指宿市空家等対策協議会設置要綱（令和元年 告示第 128 号の 1）

（設置）

第 1 条 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき、指宿市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（定義）

第 2 条 この告示において「空家等」とは、建築物又はこれに附属する工作物であつて居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

（所掌事務）

第 3 条 協議会は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行う。

2 協議会は、前項に定めるもののほか、空家等の適切な管理に関する事項について協議することができる。

（組織）

第 4 条 協議会は、委員 10 人以内で組織する。

2 委員は、市長及び次に掲げる者のうちから市長が委嘱した者とする。

（1）地域住民

（2）法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者

（3）前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

（委員の任期）

第 5 条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長）

第 6 条 協議会に会長を置く。

2 会長は、市長をもって充て、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第 7 条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な関係資料の提出を求めることができる。

（会議の公開）

第 8 条 会議は、原則として公開するものとする。ただし、会議の内容が指宿市情報公開条例（平成 18 年指宿市条例第 12 号）第 7 条に規定する不開示情報を含む場合には、公開しないものとする。

（委員報償金）

第 9 条 委員が会議に出席したときは、報償金を支給することとし、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を支払うものとする。

(1) 弁護士及びこれと同等と認められる職にある者又は同等の学識経験を有すると認められる者 日額 15,300 円

(2) 前号以外の者 日額 4,700 円

(守秘義務)

第 10 条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第 11 条 協議会の庶務は、建設部建築課において処理する。

(その他)

第 12 条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この告示は、令和元年 12 月 1 日から施行する。

○指宿市空家等対策推進委員会設置規程（平成 27 年 訓令第 1 号）

（設置）

第 1 条 空家等がもたらす問題を解消することを目的に、市の総合的な空家等対策のあり方について検討するため、指宿市空家等対策推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について調査及び審議を行う。

- （1）空家等の実態把握等に関すること。
- （2）総合的な空家等対策のあり方等に関すること。
- （3）前 2 号に掲げるもののほか、空家等対策の推進に関すること。

（組織）

第 3 条 委員会の委員は、次の職にある者をもって充てる。

- （1）市民福祉担当副市長
- （2）総務部長
- （3）市民福祉部長
- （4）市長公室長
- （5）総務課長
- （6）健幸・協働のまちづくり課長
- （7）危機管理課長
- （8）財政課長
- （9）市民課長
- （10）税務課長
- （11）環境政策課長
- （12）商工水産課長
- （13）建築課長
- （14）水道課長

2 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

3 委員長は、市民福祉担当副市長をもって充て、会務を総理する。

4 副委員長は、総務部長をもって充て、委員長の職務を補佐し、又は代理する。

（平 30 訓令 2 ・ 一部改正）

（会議の招集等）

第 4 条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 会議の議長は、委員長をもって充てる。

3 委員長は、必要に応じ出席を要しない委員をその都度指定することができる。

（部会）

第 5 条 委員会は、委員会の事務を補佐するため、必要に応じて部会を設けることができる。

2 部会は、委員長が指名した職員をもって構成する。

3 部会に関し必要な事項は、委員長が定める。

（関係者の出席等）

第 6 条 委員長は、委員会における調査又は審議のため必要があるときは、その事案につき関係職員の出席説明、資料の提出等を求めることができる。

（庶務）

第 7 条 委員会の庶務は、総務部において処理する。

(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会で定める。

附 則

この訓令は、平成27年3月4日から施行する。

附 則（平成30年3月30日訓令第2号）

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。